

議第82号

平成26年度滋賀県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 20,878,977	千円 △ 345,369	千円 20,533,608
	1 医業収益	17,581,758	△ 370,110	17,211,648
	2 医業外収益	3,076,219	△ 5,575	3,070,644
	3 附帯事業収益	221,000	30,316	251,316

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 24,462,086	千円 △ 33,575	千円 24,428,511
	1 医業費用	19,374,559	45,656	19,420,215
	2 医業外費用	699,656	△ 2,976	696,680
	3 附帯事業費用	221,000	30,316	251,316
	4 特別損失	4,166,871	△ 106,571	4,060,300

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,866,943千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,447,342	千円 △ 103,005	千円 2,344,337
	1 企業債	2,409,500	△ 98,600	2,310,900
	2 補助金	1,142	199	1,341
	3 負担金	36,700	△ 4,604	32,096

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,318,686	千円 △ 107,406	千円 4,211,280
	1 建設改良費	2,561,523	△ 109,680	2,451,843
	2 企業債償還金	1,757,163	2,274	1,759,437

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 2,148,000	千円 2,057,500
精神医療センター病院整備事業費	214,300	206,200
計	2,409,500	2,310,900

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 13,427,663	千円 88,441	千円 13,516,104

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等

の確保、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 115,686	△ 千円 29,166	千円 86,520

上記の議案を提出する。

平成27年 3 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造